

はじめに

便利さの追求に立脚した大量生産・大量消費・大量廃棄から、消費したものを再資源化し、それを原材料とあわせて商品化(生産)するという循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

平成 12 年の循環型社会形成推進基本法をはじめとして法的整備が進み、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）が整備され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成していくための方向性と枠組みが示されました。また、平成 25 年 4 月 1 日より、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、希少金属等を国内循環のなかで調達していく取り組みが始まりました。海洋プラスチックの問題や製造業における E U 等の海外のプラスチック再生品の使用義務等をうけ、令和 4 年に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、製品プラスチックを含めたプラスチックごみについても国内循環の促進が求められるようになりました。

多治見市では、市民の協力を得て、国内他市に先駆け昭和 58 年からカン金属類、ビン類の分別収集を開始し、さらに資源集団回収（平成 3 年～）や生ごみ処理容器の助成制度（昭和 60 年～）、指定ごみ袋制（平成 9 年～）など、ごみ減量・再資源化の施策を推進してきました。

平成 10 年には、環境庁（現環境省）のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、ごみを資源として活用し、「脱焼却」「脱埋立」を目標とする計画を策定しました。平成 12 年 4 月から資源物の種類を増やし、家庭ごみの 23 分別収集を始めるとともに、平成 15 年 4 月からは破碎施設を併設したコークスベッド式直接熔融炉を備えた焼却施設（三の倉センター）を本格稼働させ、焼却灰の熔融資源化と廃棄物発電を行っています。

また、構想策定のきっかけとなった最終処分場建設については、平成 22 年 6 月から大畑センター管理型処分場の運用を開始しました。この施設は、焼却施設から排出される飛灰専用の最終処分場で、屋根付きの「クローズドシステム」を採用しています。

「循環型社会システム構想」は、平成 28 年度に最終検証を行い、構想の年次目標は達成できず終了しましたが、基本理念は変更せず、第 3 次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成 29 年～令和 8 年)において継続して取り組んできました。

計画期間内には、飲料水のびんや缶からペットボトルへの置換、電子化による紙媒体(新聞紙や雑誌)の減少等がより進み、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による資源集団回収の自粛等により、資源の収集量が大きく減少し、コロナ後も続いています。コロナ禍では、感染症対策として、飲食のテイクアウトや使い捨て容器が励行され、コロナ後も生活スタイルとして定着しています。

現在、東濃西部 3 市による広域でのごみ焼却施設整備について、令和 19 年度稼働を目標に協議が進められています。これを見据えた各施設の運用や体制等を今後検討していく必要があります。

また、従来からの排出抑制や再資源化の施策に加え、プラスチック類の資源化やリチウムイオン電池等の安全な回収等にも取り組む等、社会情勢や市民の生活スタイルの変化もふまえ、第 4 次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和 9 年～令和 18 年)として、廃棄物処理に対する基本的な考え方と取り組むべき方策を定め、継続した取り組みを進めていきます。